

宝塚市交通バリアフリー

重点整備地区基本構想



平成14年5月

宝 塚 市

はじめに

私のまち、あなたのまち、みんなのまち “宝塚”

- シンシアのまちから発信 -

日本は世界に類を見ない速さで高齢社会になり、2015年には国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者になると予想されています。

また、身体障害者の数は全国で約318万人（平成8年厚生省「身体障害者実態調査」と推計され、高齢化とともにその数は増えつつあります。宝塚市においても、身体障害者手帳を持つ人の数は年々増えている状況です。

こうしたことを背景に、国では高齢者、身体障害者等の自立した社会生活を支援するため、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法と云う）を施行しました。

宝塚市においては、第4次宝塚市総合計画のまちづくりの基本目標のひとつとして「安全で快適なまちづくり」を掲げ、重点プロジェクトとして「シンシアのまちプロジェクト」を推進しています。その中で高齢者や障害のある人も積極的に社会参加できるよう、公共交通機関、道路、公共施設などのバリアフリー化を進め、あらゆる人にとって安全で円滑に移動できる快適な歩行空間の整備などを進めようとしています。

このたび、交通バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害のある方、高齢者、一般公募による市民、公共交通事業者、行政等を含めた組織として、平成13年11月に「宝塚市交通バリアフリー重点整備地区計画策定協議会」を設立し、JR及び阪急宝塚駅、阪急逆瀬川駅を中心とした重点整備地区においてバリアフリー化を進めるため、幾度となく協議会を開催し基本構想の策定を行いました。

今後、この基本構想をもとに宝塚市のバリアフリー化に向け、さらに成果をあげることが出来ると確信しています。

また、経済優先の社会から、人のあたたかさや、こころの豊かさを求める社会へと移行してきている今、単に物理的なバリア（障壁）を取り除くというだけでなく、ひとりひとりのこころのバリアを取り除いていくことが大きな課題になっています。

そのためには、この宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想策定を契機として、“宝塚が変わりだした”ということ、すべての市民が感じられるように、また、希望が持てるように、市民、公共交通事業者、行政が一体となり取り組んでいかなければなりません。

最後に、これからの宝塚市が、誰もが生き生きと生活できる社会に大きく近づくことを願い、この内容を本協議会の総意として宝塚市にかかわるすべての方々に発信します。

宝塚市交通バリアフリー重点整備地区計画策定協議会一同
平成14年5月

目次

第1章 計画の概要	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画の期間	2
1.4 計画策定の手順	2
第2章 地域の概況	3
2.1 位置及び地勢	3
2.2 沿革	4
2.3 人口構造等	4
2.4 産業	7
2.5 土地利用	7
2.6 交通施設	8
2.7 交通の特性	11
第3章 関連する諸計画の整理	13
3.1 第4次宝塚市総合計画	13
3.2 たからづか都市計画マスタープラン	15
3.3 福祉のまちづくり重点地区整備計画	16
3.4 宝塚市都市計画道路整備プログラム	18
第4章 重点整備地区の検討	19
4.1 重点整備地区とは	19
4.2 市内各駅の概況	20
4.3 移動円滑化整備の優先性の検討	22
第5章 重点整備地区の概況	27
5.1 住民意向調査結果のまとめ	27
5.2 現地点検のまとめ(タウンウォッチング)	58
5.3 協議会の意見のまとめ	69
第6章 重点整備地区の基本構想	77
6.1 基本的な理念	77
6.2 基本構想立案の前提事項	78
6.3 重点整備地区の区域	81
6.4 重点整備地区の基本構想	87
6.5 総合的なバリアフリーの推進に係る今後の課題	111
第7章 事業化に向けた検討	115
7.1 今後の進め方	115
7.2 事業手法の整理	119
用語の解説	133
交通バリアフリー重点整備地区計画策定協議会設置要綱	141

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の背景と目的

国では、急速に進展する高齢化や身体障害者等の自立支援への対応を喫緊の課題として捉え、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を支援することを目的とし、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法と云う）を施行している。

かつ同法第6条において、市町村は基本方針^注)に基づき、単独で又は共同して当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下、基本構想と云う）を作成することができるとされている。

また宝塚市においては、第4次宝塚市総合計画のまちづくりの基本目標において、「安全で快適なまちづくり」を掲げ、市民の誰もが安全に安心して快適に生活できるまちづくりを目指しており、こうした社会的な要請にかんがみ、交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定を喫緊の課題として取り組むこととしたものである。

したがって本計画は、交通バリアフリー法の基本方針に基づき、本市の地域・地形的特性と動向を踏まえ、優先的に取り組むべき重点整備地区において、高齢者・身体障害者等の移動円滑化に資する必要な施策を講じるための基本構想を策定することを目的としている。

注) 基本方針とは、主務大臣が交通バリアフリー法第3条に基づき定めるもの。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律等に基づくものとして位置づけられる。

/ 交通バリアフリー法 /

- ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年5月17日法律第68号）

/ 国の基本方針等 /

- ・「移動円滑化の促進に関する基本方針」（平成12年11月15日国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省 告示第1号）
- ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）」（最終改正 平成12年10月27日 政令第464号）
- ・「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年11月15日 建設省令第40号）
- ・「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」（最終改正 平成12年12月27日 運輸省・建設省令第16号）

1.3 計画の期間

移動円滑化の促進に関する基本方針において、特に重点整備地区内の道路等一般交通用施設については、平成 22 年までに移動円滑化を実施するとされており、宝塚市の交通バリアフリー重点整備地区においても、基本的に概ね平成 22 年（2010 年）までの整備及び着手を目標としている。

1.4 計画策定の手順

以下に本計画の策定手順を示す。

